

答申乙第71号（諮問乙第88号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長が行った個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和元年12月25日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日までの間に開示請求者がした審査の申請の書面及びこれに対する裁決書並びにこれらに係る添付文書」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として別紙1のとおり32件の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、令和2年3月10日付けで審査請求人に通知した。

（1）条例第18条第1項第4号該当

本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の中には、公表されていない警察職員の氏名及び犯罪の発生場所等が記録されており、これらの情報を公開することにより、当該警察職員等に危害等が加えられるおそれ又は犯罪の発生を誘発するおそれが新たに生じるなど、犯罪の予防、捜査及び公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

（2）条例第18条第1項第6号該当

本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の中には、警察業務に必要な指示、連絡、緊急事態への対応等、警察活動を迅速、確実に遂行するために必要不可欠な通信手段として設置している警察電話番号が記録されており、当該情報を公開することにより、警察組織内における警察電話の通信が妨げられるなど、警察事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、令和2年6月8日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、宮城県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

本件処分の個人情報の特定の当否（請求の趣旨に合致する個人情報が他に存在していないかどうか）及び非開示情報該当性（公表されていない警察職員の氏名及び警察電話番号に係る記録を除く）につき審査を請う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件行政文書の特定について

当該期間中に審査請求人がした申請の状況を踏まえると、「審査の申請」に関する文書とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第229条に規定する留置業務管理者の措置に対する審査の申請に係る行政文書である。

審査請求人が提出した8件の申請書類一式、当該申請書類受理に際して作成された審査申請受理簿、当該申請に対する処分決定に係る決裁文書及び裁決書を本件行政文書として特定した。

決裁用紙に裁決書の案文が添付されていない理由は、案文と裁決書原本の内容が同一であるため、決裁後、担当者が案文を廃棄し原本のみを保管していたためである。本件行政文書以外に請求内容を満たす個人情報が記録された行政文書は保有していない。

2 非開示情報該当性の適否について

本件行政文書において非開示とした情報は、公表されていない警察職員の氏名及び警察電話番号のみであり、本件部分開示決定通知書には条例第18条第1項第4号該当の理由として「犯罪の発生場所等」が記録されていると記載しているが、この記述は誤りである。

したがって、非開示情報該当性の適否については審査請求の対象となり得ない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正

な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日までの間に開示請求者がした法第229条に規定する留置業務管理者の措置に対する審査の申請の書面及びこれに対する裁決書並びにこれらに係る添付文書に記録された審査請求人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

なお、審査請求人は第3の2に記載のとおり、本件個人情報の特定及び公表されていない警察職員の氏名及び警察電話番号に係る記録以外の非開示情報の妥当性について審査を求めており、その範囲に限って検討を行うこととする。

3 本件個人情報の特定等について

(1) 本件処分に係る行政文書ファイルについて

当審査会で実施機関に意見聴取したところ、法第229条に基づく不服申立等関係文書を暦年で保存しているとのことであることから、本件個人情報は平成〇〇年の不服申立等関係ファイルに保存されたものと認められる。

(2) 本件個人情報の特定及び非開示情報の妥当性について

(1)のファイルを当審査会で見分したところ、本件行政文書以外に請求内容を満たす文書は存在しなかった。また、本件行政文書中に公表されていない警察職員の氏名及び警察電話番号以外の非開示情報の存在は認められなかった。

(3) 裁決書の案文の廃棄について

裁決書の案文（以下「裁決書案」という。）を含む不服申立等関係文書の保存期間は5年と定められている（宮城県警察本部平成〇〇年文書分類基準表）が、実施機関は第4の1にあるとおり、裁決書案を廃棄し、裁決書原本を保管していたことから、廃棄時の状況を聴取したところ、8件の裁決書案は担当者がシュレッダーにより廃棄処理し、担当者以外の者が廃棄を確認したり、廃棄記録を残したりはしていなかったとのことである。

文書管理のあり方は第6付言で述べるが、実施機関のこの説明を覆す特段の事情は存しないことから、その主張については、これを是認するほかなく、審査請求人の個人情報が記録された裁決書案は存在しないと言わざるを得

ない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、本件行政文書を特定した上で、非開示情報である公表されていない警察職員の氏名及び警察電話番号以外を開示した本件処分は妥当であると判断した。

第6 付言

第5の3(3)で述べたとおり、実施機関において8件全ての裁決書案の廃棄が認められた。

行政文書管理規則(平成13年宮城県公安委員会規則第7号)第5条第5項では、「行政文書を作成し、又は取得したときは、第3項の基準に従い、当該行政文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該行政文書を当該保存期間の満了する日までの間保存するものとする。」と規定し、それに基づき宮城県警察本部は裁決書案を含む不服申立等文書の保存期間を5年と定めていた。にもかかわらず、今回決裁と同時に裁決書案を廃棄したことは、かかる規定に違反する。また、宮城県警察文書管理規程(平成13年宮城県警察本部訓令第4号)第35条第4項は「特別の理由がある場合は、保存期間が満了する前においても本部長の承認を受けて当該文書を廃棄することができる。」と規定し、廃棄に本部長の承認を必要としているところ、今回の廃棄は本部長の承認を経していないため、同規定にも違反するものである。

このような事態は、行政事務の跡付けを検証できるように行政文書の管理保存を定めた公文書管理制度及び個人が自己に関する情報にアクセスできることを保障した個人情報保護制度に抵触する。したがって、今回の廃棄は、公文書管理制度及び個人情報保護制度の基本的理解を欠くものであって、県民の信頼を揺るがしかねないものであり、極めて不適切と言わざるを得ず、遺憾に堪えない。

実施機関においては、行政文書管理規則及び宮城県警察文書管理規程などに従い保存期間の遵守や廃棄手続におけるチェックを確実に行うなど、適切な文書管理を徹底するよう強く求める。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

- 1 審査申請受理簿（整理番号1）
- 2 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 3 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 4 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 5 審査申請受理簿（整理番号2）
- 6 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 7 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 8 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 9 審査申請受理簿（整理番号3）
- 10 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 11 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 12 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 13 審査申請受理簿（整理番号4）
- 14 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 15 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 16 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 17 審査申請受理簿（整理番号5）
- 18 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 19 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 20 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 21 審査申請受理簿（整理番号6）
- 22 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 23 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 24 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 25 審査申請受理簿（整理番号7）
- 26 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 27 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 28 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 29 審査申請受理簿（整理番号8）
- 30 申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 31 起案用紙（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）
- 32 裁決書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 8月 5日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第88号)
令和2年10月27日 (第244回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年11月30日 (第245回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年12月22日 (第246回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3年 1月26日 (第247回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和3年2月19日現在)

氏名	区分	備考
大橋洋介	弁護士	
桑村裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	会長職務代理者
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	
杉浦永子	第一印象研究所代表	
野呂圭	弁護士	会長

(五十音順)